



## 代田・九条の会 5周年記念のつどい

文化の日の振替休日となった11月4日、東京都民教会の礼拝堂で開かれた。夜来の雨で、天候が心配されたが、昼前には陽がさすほどとなり、50人余の参加があった。

最初に、会のこの一年間の活動経過と今後の方針を報告。毎月会報の発行を継続して第59号になっていること、5月の憲法記念と11月の創立記念の大きな二つの集会を開催していること、3月頃の戦跡など見学会と8月の戦争を語る会などを開催していること、随時憲法関連の集会への参加などの活動を続けていること、など。

初の企画で、タジマジック&わか葉さんによるマジック。タジマジックさんはテレビ出演が多いほか、イギリスでのマジックトーナメントで優勝。わか葉さんもマジック歴5年で、ハリウムのキャッスルマジックメンバーシップを取得している腕前。短い時間に繰り出すマジックの数々にヤンヤの喝采で、「九条を守りましょう」と字が浮き出すマジックで締めくくった。



休憩後、都民教会の渡辺誉一牧師が、亀田正己牧師の後任として就任された挨拶と、「戦争は人間性を破壊する」こと、南米アンデスの蜂の話など、の講話をされた。

最後に、東京大学大学院総合文化研究所・高橋哲哉教授の「日本国憲法を鍛え直す―「いのち」の視点から」と題する講演。先生は、昨年4月28日公表の「自民党憲法改正草案」と現行憲法の対比表をもとに、憲法全般につきわかりやすく話を進められた。

現在の安倍政権は解釈改憲を進めようとしており、その先には、さらに自民党草案のように明文改憲することで、現行憲法をすべて骨抜きにして全く違うものにしてしまう考え方である。

前文からして問題であり、「日本国は天皇を戴く国家であって…」から始まる。これは、2673年前に神武天皇が即位したとする神話に逆戻りする発想の、万世一系の天皇が日本国に君臨するというわけである。そして第1条で「天皇は元首であり」、第3条で「国歌は君が代」としている。法律から憲法に格上げしその尊重義務を課している。

第9条については、第1項で平和主義をかかげてはいるが、第2項の変更および、追加の二・三で、国防軍・集団的自衛権・審判所（裁判権を持つ）などを規定し、現行の9条を完全に変更している。

また、第13条の「人としての尊重は入れてはいるが、「公益および公の秩序に反しない限り」としており、それは誰が決めるのだろうか。今問題の「特定秘密法案」同様、権力が一方的に決めてしまうということになってしまう。

これらのことを批判的に説明され、国民は今や分れ道に立たされているから、国民こそが正しい流れを作らなければならない、と結ばれた。

その後で、高橋先生が改正した方がよいと思う2点、共和制への移行及び死刑制度の廃止の明文化、を挙げられた。死刑制度については、1948年8月12日の最高裁大法廷判決が判例となっているが説得性に欠けることや、世界の趨勢として死刑廃止の方向に進んでいることなどを紹介された。本件については意見を聞きたいし議論をしたいとの意向もあったが、時間切れとなった。今後考えていく課題であると思う。

質疑討論では、信教の自由に関すること、選挙制度―小選挙区制度のことが出された。

閉会の辞で高岡岑郷さんは、「先般の大戦の日本国民3百万人余の犠牲と千万人余の世界の人々の犠牲の上に成立している現行憲法を守るために力を合わせよう」と呼びかけた。（代田5丁目・野間口 至）

# アンケートから（ご協力ありがとうございました）

## 1 タジマジック & わか葉さんのマジックについて

- ・さすがに世界一のマジシャンです。トリックがわかりません！？
- ・マジックってすごい！！ 生で見る機会を得て気分が刺激された。
- ・大変面白く、楽しいトークと共に笑ったり、びっくり致しました。
- ・ラストシーンに登場した破った新聞紙による「憲法九条を守ろう」というメッセージは、素晴らしかった。
- ・楽しい企画で大いに結構。高岡さんの娘さんを通じて、安く広く紹介したい。



タジマジック & わか葉さん

## 2 高橋 哲哉さんの講演について

- ・国民の人権、生命、生活よりも国家（権力）が上という改憲案や改憲派の意図がよく分かった。あらためて「国家とは何か？」（10代のころからの疑問）を追究してみたい。

最後にチョット触れられた「死刑」論も大切な点だが、殺害された家族の「思い」は？！

- ・丁寧な解説により、自民党による「日本国憲法改正草案」の問題点を解き明かしていただいた。
- ・印象に残ったことは、①自衛隊を国防軍に変えようとしている②憲法の3原則の条文に加筆・修正を加え、現憲法を骨抜きに後退させる③天皇を戴く国にする。国歌・国旗掲揚法など。
- ・静かな話され方に改めて現憲
- ・解り易い話し方でよかった。死刑廃止のことに触れていただいたことは、非常によかった。
- ・戦争反対、死刑廃止に私も賛成します。
- ・資料をもとに憲法について学ぶことが出来ました。政府の動きをみていると、ゆくゆくは自衛隊がアメリカの軍隊と一緒にどこかの国で戦争している様な、危うさを現実の事として感じます。秘密保護法で国民を脅し、集団的自衛権を持ち出す感覚は、信じられません。今こそ憲法を深く学び、民主主義の精神を身につけたいと思いました。



講演をする高橋哲哉さん

## 3 今日の集い全体について、ご感想・ご意見など

- ・とても参考になった。最初のマジックは緊張感をなごませて良かった
- ・とても有意義な会に感謝です。
- ・良い勉強になりました。
- ・誠に残念ながら、出席者の平均年齢が高い。若年層への訴え不足なのは。
- ・渡辺牧師の南部アンデス地方の物語。「森が燃えている。動物が逃げた中で小さな蜂が一滴の水を運んでいる。今自分のやれることをやる」というお話は大変感動しました。



東京都民教会の渡辺誉一・牧師

写真撮影 :代田5丁目 小澤 満吉

## 4 九条の会の取り組みについての希望や提案など、

- ・若年層へのPRや告知を徹底してほしい。
- ・活動報告をお聞きして実に着実な歩み。北沢・大原・代沢地域もしばらく同居させて下さい。
- ・難しい理論的なことばかりでなく、具体的な問題提起は、有益、有効です。お世話役のご努力に感謝します。

## 5 その他（何でも結構です）

- ・資料のミスについては、時間内に不足分をプリントして配布した方が良かった。
- ・本日のプログラムに難点あり。高橋哲哉氏の講演を冒頭とし、マジックや活動報告などは後半にすべし。今後の計画時にぜひご検討いただきたく。
- ・今年、ソロモン諸島のガダルカナルとポーランドのアウシュビッツへ行って参りました。戦争は、人間が人間でなくなって殺し合いになります。戦争は絶対反対です。



## シリーズ「戦争について語る」 11才の引揚げ体験 (その1)

1945年8月15日、敗戦のニュースを私は北朝鮮の元山で、母から知らされた。国民学校5年生の夏休みで、母と私は防空壕を掘っていた。八月に入ってからソ連軍の空襲が二、三度あった。

「日本は戦争に敗けたの。もう、防空壕は掘らなくていいわ」という母は、晴れ上がった空を見上げながら、これからどうなるのか、三月に召集されたばかりの夫（私の父）は復員してくるのだろうか、不安でいっぱい表情を浮かべていた。

「戦争に敗けたの？じゃあ、私たちは玉砕するの？」という私に、母は驚いた様子で「日本人は内地に帰ることになるだろうね」と言う。

祖父母の時代に、九州や関西方面から朝鮮にわたってきた私の家族は、両親とも植民地朝鮮生まれの朝鮮育ち。私は三世というわけだ。内地・日本には行ったこともないし、望郷の念も全くない。

間もなく学校に集められた私たちは、校長先生から「戦争は終わりました。皆さんは元気に内地に帰って下さい」と告げられた。

学校からの帰り道、元山駅前が賑やかなので、母と弟と私の三人は人群れに近づいて驚いた。それまで国防色一色だった朝鮮人が、真っ白い民族服に身をつつみ、「万歳（マンセイ）、万歳（マンセイ）」と叫びながら、日本の植民地からの解放を喜び、輪になって踊っていたのだ。凝然と立ちすくむ母の胸中も知らず、私と弟は「学校へ行かなくていいんだ。ずっと夏休みだ！」と喜んでいた。

日本海に面した軍港・元山には海水浴場もあり、敗戦後は人影もまばらな海岸に、私は近所の子供たちと遊び呆けていた。そんなある日、切断された男性の片足が波に打ち上げられていた。子供たちは海岸に近寄らなくなった。大人たちに話すと「日本の脱走兵かもしれない」と暗い表情を見せた。

九月に入ると、ソ連軍が満州から南下し、北朝鮮北部の町で暴行が激しくなっている噂が耳に入ってきた。北部の町、城津・感興から祖母、叔母二人と子供三人が元山に避難してきた。叔父たち二人も45年の春に父同様、現地召集されていた。

ソ連軍が元山にも進駐してきた。私たちは中国領事館が近くにある「支那町」に住んでいたのですが、比較的安全だとみなされていたが、それでも、昼日中に二回もソ連兵が車で乗り付けて家を荒らしまわった。大人の女たちは、近くの中国人たちがかくまってくれた。子供たちは呆然と見ているだけだったが、私はソ連軍に女性兵士がいることに驚いた。

市場の買い物は、叔母が懇意にしていた中国人の王（ワン）さんという野菜売りのおじさんが、「日本人は危ない目にあうから」と言って、買出しをしてくれた。穏やかな人で、子どもたちには、時々、ホットケーキのようなパンに砂糖を溶いた蜜をかけ、「ほい！」という感じで渡してくれた。おいしかった。

叔母は「王さんは、日本が勝っても敗けても、ちっとも態度が変わらず親切でね、中国人は本当に偉い」とよく話していた。商売で儲けたお金は、貯金などせず、壺に入れて床下に埋めているとも。「王さんは、国なんか信用しないといつも言っている」と叔母が笑って話した言葉を、私はずっと覚えていた。

乱暴したソ連兵は囚人兵たちだったそうで、刑務所に収容された後は、北朝鮮の人民軍の兵士たちによって治安が保たれた。その頃から、近所の日本人家族が朝鮮の漁船を雇って内地へ帰り始めた。空き家になった家の前には、本や食器が積み上げられていたので、私は、そこから本を片っ端から持ち帰り（拾って）読みふけた。

12月の雪の降る朝、豆腐屋にオカラを買いに行った私は、ソ連兵に呼び止められた。彼は腕に抱えた大きな黒パンを、黙ってポキリと半分に折って、私に差し出した。「スパシーボ（ありがとう）」とお礼を言って見上げた兵士のやさしい笑顔は忘れられない。

ソ連兵たちは、時々、歌を歌いながら街を行進した。その時の歌声は素晴らしかった。日本の軍歌のような重々しいものではなく、哀調を帯びて子供心に胸にしみた。「ダースダニカ、ヤバリング リッシュ（?）」。私もロシア語で歌えたものだ。

大学に入った時、アルバイト先の先輩に「うたごえ酒場」に誘われ、「カチューシャ」や「ともしび」を聞いた時の驚き。

北朝鮮の春は、黄色い連翹（れんぎょう）の花で始まる。大人たちは「ユーウツ、ユーウツ」とつぶやきながら、帯をほどいてリュックを作ったり、少しずつ引揚げ準備を始めた。私もパンツなど、下着を何枚か縫わされた。リュックの肩紐にお札を縫い込んだり、空の水筒にお札を入れたり…。

その頃、叔母の長女、清子ちゃんが消化不良で亡くなった。清子ちゃんをおんぶした二十二歳の叔母を先頭に、私たち子どもは薪を背負い焼場に向かった。薪がチクチク背中を刺した痛みは今も忘れない。父の末の妹であるこの叔母は、引揚げの途中で二児を失い、内地で、夫がフィリピンで戦死したことを知らされた。（続く）

（羽根木2丁目・伊藤 薫）

## 危険な「特定秘密保護法（案）」

国会では、「国家安全保障会議法」と「特定秘密保護法」の審議が進んでいます。

「特定秘密保護法」が成立すると、国会の審議までもが秘密のベールに隠されてしまいます。我々の知る権利はすでにかなり制約を受けているのに、権力の思いのままに、秘密が指定され、国民に知らされなくなることは大変危険です。

朝日新聞（11月6日、8日の社説）、毎日新聞（11月8日以降の社説）、東京新聞（11月8日社説）などのメディアもこの法案には反対の論陣を張っています。NHKなどの世論調査も、当初は「知らない人が多数だったのが、「知っている」と答える人が増えてきています。

今の臨時国会は12月中旬までです。さらに「反対」の声を広げて廃案に持ち込まなくてはならないと思います。

## 集会等の紹介

12月7日（土） 午後1時半～4時

世田谷・九条の会 8周年記念 講演と音楽のつどい

講演：「安倍首相の改憲戦略に立ち向かうために」

五十嵐仁さん（法政大学大原社会問題研究所教授）

音楽：中田 一子さんほか

会場：成城ホール 主催：世田谷・九条の会

参加費：800円

## 日本国憲法

### 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

国の交戦権は、これを認めない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、

「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～

お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。  
また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。